

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	2
都市型ハイヤーの運賃改定申請状況について	・・・	8
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	9

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送
法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：26C05

事業者名：小湊鉄道 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和8年7月14日（火曜日）

13時00分から（千葉県）AB聴聞室

14時00分から（市原市）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は
名称及び住所

・千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1

・市原市長 千葉県市原市国分寺台中央1-1-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

(別紙5-2)

交 計 第 2 0 1 号

令和8年7月13日

関 東 運 輸 局 長 様

千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県

千葉県知事 熊谷 俊人

(公印省略)

意 見 の 陳 述 書

今般、令和8年7月14日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：26C05
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
千葉県知事 熊谷 俊人
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の廃止日の繰り上げにあたっては、地元市である市原市の意見を十分尊重されたい。



市交政第 1368 号
令和 8 年 7 月 2 日

関東運輸局長 殿

千葉県市原市長 小出 譲治



一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の廃止に対する意見聴取について
(回答)

令和 8 年 6 月 26 日付け関自旅一第 348 号で通知のあった標記については、意見の聴取を必要としますので、その旨お知らせいたします。

- 1 氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
(団体の場合は、意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び
職業または職名)
千葉県市原市
千葉県市原市国分寺台中央一丁目 1 番地 1
市原市長 小出 譲治
- 2 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び番号
一般乗合自動車旅客運送事業の路線の廃止
26C05
- 3 意見の聴取を必要としない理由
当該路線の廃止後、目的地となる市原緑地運動公園までより近いルート
を運行する路線を新設予定であると事業者を確認できたこと、及び当該路
線は、イベント時のみの運行を行っているものであり、地域住民の日常生活
に支障がないことから、意見の聴取は必要ありません。



一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：26C06

事業者名：京浜急行バス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和8年7月24日（金曜日）

13時00分から（神奈川県）AB聴聞室

14時00分から（鎌倉市）AB聴聞室

※神奈川県は書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は
名称及び住所

・神奈川県知事 神奈川県横浜市中区日本大通1

・鎌倉市長（代理：鎌倉市都市政策部 部長 服部 基己）

神奈川県鎌倉市御成町18-10

4. 陳述の要旨

【神奈川県】

別紙のとおり

【鎌倉市】

本市としては、当該路線が地域住民にとって生活に不可欠な路線であることから、路線が継続されるべきであると考えており、本件事案に係る路線の廃止について、強く反対いたします。

本件事案に係る路線は、鎌倉駅から鎌倉山住宅地を結び、地域住民等における買い物、通院、通勤、通学の移動手段として、地域にとっては日常生活に欠かすことのできない路線であり、本件路線の廃止により地域の移動手段が消失し、生活水準が著しく低下することとなります。

また、当該路線の利用実態を見ると、本件路線は決して利用者の少ない路線ではなく、市で利用実態を調査したところ、代替路線のない常盤口バス停から鎌倉山バス停区間だけでも1日約500名程度の乗降者があり、加えて、鎌倉駅から常盤口バス停間も加えれば、更に多くの方々が本件路線を利用しています。

本件路線の利用者については、冒頭で述べたように、地域住民等の買い物、通院、通勤、通学としての利用に加え、公立の小中学校に通う生徒の通学や、沿道に立地する障害者福祉サービス事業所を利用している方々の利用も多く見られ、安全、安心に移動できる交通手段の喪失は単なる不便では済まされないものと考えます。

当該路線を利用している地域住民の方々には、これまで交通事業者から廃線についての説明は一切行なわれておらず、一方的に路線の廃止を行うことは、本件路線の利用者をないがしろにする行為とも受け取れるものであり、代替交通の提案もない状況においては、本市として本件路線の廃止を容認することはできません。

まずは路線の廃止についてバス事業者に再考していただき、地域住民の生活や移動の実態を十分に踏まえたうえで、廃止を撤回し、路線の継続を強く求めるものです。

(別紙 5 - 2)
交 政 第 1097 号
令和 8 年 7 月 16 日

関 東 運 輸 局 長 殿

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通 1
地方公共団体 神奈川県
(首 長 名) 神奈川県知事 黒岩 祐治



意 見 の 陳 述 書

今般、令和 8 年 7 月 24 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：26C06
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
神奈川県県土整備局都市部交通政策課長 中津川 宗尉

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該路線の廃止にあたっては、地域への影響が懸念されることから、地元市である鎌倉市の意見を尊重するとともに、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知・説明を行っていただきたい。

また、県では、乗合バスの路線退出にかかる生活交通の確保方策について、関係者間で協議を行う「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設置していることから、今後、路線退出をする場合には、本協議会を活用されたい。



運賃改定(都市型ハイヤー)申請状況

運賃ブロック	交通圏	申請状況	申請から 3ヶ月経過する日
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	令和8年7月31日申請	令和8年10月30日(金)

令和8年7月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	翔礼交通株式会社（法人番号：7370601001031） 代表者 鈴木 善雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 宮城県塩竈市越の浦1-119-12 (千葉営業所) 千葉県富里市七栄810-39
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和7年10月8日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年7月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アイビーエス（法人番号：2010401090141） 代表者 奥谷 恭一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区芝大門1-2-14-512 (千葉営業所) 千葉県柏市布施812-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月22日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)